

戦後期における利根川開発をめぐる言説 —石川栄耀の構想に着目して—

亀井 優樹¹・秋田 典子²

¹ 学生会員 千葉大学大学院 園芸学研究科 (〒271-8510 千葉県松戸市松戸 648)

E-mail: acaa1263@chiba-u.jp

² 正会員 千葉大学大学院准教授 園芸学研究科 (〒271-8510 千葉県松戸市松戸 648)

E-mail: noriko@faculty.chiba-u.jp

本研究では、東京戦災復興計画の一環として石川栄耀によって構想された関東地方計画案(1946年)から、国土総合開発法に基づいて策定された関東地方で最初の総合開発計画である「利根特定地域総合開発計画」(1957年)の策定までを対象として、利根川開発に関して石川がどのような構想を持っていたかを明らかにすることを目的に研究を行った。その結果、石川は米 TVA を参考にすると、これに都市や産業の分散配置や文化・社会的な面をプラスした独自の構想を持っており、具体的には日光一帯にダムを建設すること、運河計画による河港の設置と工業化、利根川や霞ヶ浦を水郷景園地とする観光事業案などを主張していたことが明らかとなった。

Key Words: Tone River, TVA, National Plan, Hideaki Ishikawa, the Comprehensive National Land Development Law

1. はじめに

(1) 研究の背景

終戦から約2年後、GHQ占領下の1947年9月8日に発生したカスリーン台風は、関東地方や東北地方に記録的な豪雨をもたらし、16日に利根川の栗橋上流地点にある埼玉県東村(現加須市)で堤防が約350mにわたって決壊した。その濁流は東京湾まで達し、浸水面積は約440 km²と山手線内の面積の約7倍にわたり、関東地方の家屋の浸水が約303,160棟、家屋の倒壊・半壊は約31,381棟にのぼるなど、戦後最大の洪水となった¹⁾。カスリーン台風による利根川決壊は、利根川を含む全国主要10水系の河川において、米TVAに触発された、ダム開発を中心とした河川改修計画のきっかけになった他、国土総合開発法(1950年)による全国19か所の特定地域総合開発計画の指定・策定につながった。

この時代における国土計画・地方計画の権威として、石川栄耀が挙げられる。しかし、国土総合開発法と石川栄耀との関わりについて、これまでほとんど取り上げてこられなかった。本研究では、東京戦災復興計画の一環として石川によって構想された関東地方計画案(1946年)から、国土総合開発法に基づいて策定された関東地方で最初の総合開発計画である「利根特定地域総合開発計画」(1957年)の策定までを対象とし、利根川開発めぐる

を国土計画的議論と、それに対する石川の構想を明らかにする。

(2) 研究の目的

カスリーン台風後の復興に関する既往研究として、亀井ら(2016)²⁾の研究があるが、対象が住まいの復興に限定されており、その後の利根特定地域総合開発計画の策定までは追えていない。

戦前から戦後国土総合開発法制定までの経緯に関する既往研究としては、川上(1995)³⁾、長谷川(2004)⁴⁾などが詳しいが、内務省や企画院といった省庁ごとの国土計画・地方計画の思想についてを対象としている。戦前・戦中期における具体的な地方計画に関するものとしては、内務省計画局による関東地方計画要綱案について取り上げた阿部ら(2011)⁵⁾の研究があるが、実際の空間についてはほとんど触れていない。また佐野(2006)⁶⁾は戦後日本の国土計画と地方拠点開発について、富山・高岡、岡山・倉敷を取り上げ、その計画と事業の展開を整理しているが、特定地域総合開発計画には深く触れられていない。

石川栄耀に関する研究は中島(2007)⁷⁾、浅野(2009)⁸⁾などがあるが、石川と国土計画との関係については中島ら(2009)⁹⁾の書籍にみられる程度で、あまり注目されてこなかった。

そこで本研究では、東京戦災復興計画の一環として石

川によって構想された関東地方計画案(1946年)から、国土総合開発法の制定を経て、「利根特定地域総合開発計画」(1957年)が策定されるまでを対象とし、利根川開発についてどのような議論が行われ、その中で石川がどのような主張を行い、構想を持っていたのかを明らかにすることを目的とする。

(3) 研究の方法

主に書籍「都市計画石川栄耀 都市探求の軌跡」(2009)に掲載されている、石川栄耀の著作一覧を基に、終戦の1945年から石川が没する1955年までの文献調査を行った。また利根川開発法案に関しては田中(1952)¹⁰⁾、利根特定地域総合開発計画に関しては埼玉県立熊谷図書館や東京都立中央図書館に所蔵されている資料に依った。なお本稿では、引用は原則そのまま記載しているが、読み易さを考慮し、旧字体を新字体に改める等の措置を施した。

2. 石川栄耀による関東地方計画案

(1) 東京復興計画に伴う関東地方計画の展開

1945年の終戦時、石川は東京都都市計画課課長に在職しており、直ちに東京の戦災復興計画の作成に当たった。石川の計画は、過大都市の抑制や衛星都市的分散等を主目的としている点が特徴となっており、このため東京の復興計画と広域的な地域を対象とした関東地方計画案とが相互補完的な関係となっていた。

石川の博士論文「東京復興都市計画設計及解説」(1949)に収録されている「別冊Ⅶ 東京復興都市計画に即応する地方計画試案 第一次中間報告」では、関東地方計画に対する概括的な計画要請として、次のことを挙げている。

- イ. 先づこれを東京、水戸、宇都宮、前橋、高崎、甲府、銚子、館山を中心とする半径 50KM の地方に分画する
- ロ. 京浜を除く各圏は極力その特性により生産・社会両面を強化する
- ハ. 重要題目の一つは東京港の機能を古河付近を中心とする関東中部に誘導することである。(例えば江戸川改修の如き方法により)
- ニ. 研究を要する事項の一つとして栃木県東部山中のダム工事による利根川の改修を助けると同時に発電計画をなさんとする案がある。
- ホ. 又群馬埼玉東京各都県西部山麓より広がる繊維工業を一体化し横浜港と直結する案も研究に値する。
- ヘ. 観光及文教の関係よりして茨城南部の水郷地帯、栃木北部の高原地帯、山梨東南部の山嶽地帯、伊豆三浦房総半島大島を包括する臨海地帯の夫々に景園地

を設定する必要がある。

- ト. これらの計画を達成するために全関東を山岳地帯、山麓地帯、高原地帯、平野地帯、沿岸地帯、臨港地帯等に分ち夫々の地帯整備をなすとともに全面的に社会生活圏を組織する必要がある。

名前こそ関東地方計画となっているが、この中には利根川の開発に関するものが多く含まれている。

(2) 石川による利根川開発構想のきっかけ

石川が利根川開発の構想を持つようになった直接のきっかけは何だったのだろうか。1946年11月発行の雑誌「キング」には、米 TVA に着想を得た、利根川開発の具体的な構想を紹介しており、日光一帯にダムを4つ造ることを提案している。同記事で石川は、「こういう飛躍した国土計画がなければならぬのですが、これは天才でなければ駄目です。私が知り合いになった進駐軍の人はテネシー・バレーの技師で30そこそこの若い人ですが、地図を一目見て直観するのです。我々は始終地図を見ていて気が付かなかった」と述べており、石川は米国の技師の影響により、国土計画の一環として利根川の開発に思いが至ったことが示唆されている。

また、1947年10月6日の東京新聞では、「大利根治水にダム」と題した記事に「利根川の治水計画が、今度の大氾濫前(カスリーン台風)既に一米人技師の研究の対象となりその助言を得て新たな着想と計画のもとに東京都建設局都市計画課長石川栄耀氏を中心として組織的な研究が進められようとしている、問題の米人は世界的な治木工事として成功を収めている米国ミシシッピ河支流テネシー溪谷の治木工事にたずわった米第8軍中尉コックス技師(去る6月帰米)でテネシー治水の経験から在日中東京都と利根川の関係に興味を持ち石川氏に利根川治水に関する資料の提出を求めて今春からテネシー治水の構想を大利根に写して研究を進めていたもので、帰米後も講和条約が結ばれたら再び渡日、大利根の治木工事をテネシー式にやってみたいとの意向を漏らし、過去の大利根氾濫時資料を、奇しくも今次水害の最中に石川氏に求めてきた」とあり、例の米国人技師はコックスという人物であることが分かる。

石川は、自身の職場である東京都都市計画課内に TVA に関する研究会を開き、コックス氏が帰米した1か月後の1947年7月、その成果を「TVAの概観」という冊子にまとめている(石川の博士論文内に収録)。

(3) 利根川開発構想の概要

石川による利根川開発の構想は、大きく分けて a)日光一帯へのダム建設、b)運河計画による河港の設置と栗橋・古河、土浦の工業化、c)水郷地帯等観光事業の3つ

に整理できる。その特徴は単にダム建設や治水を目指したのではなく、「都市や産業、人口の分散配置」、「文化・社会面を与えること」を重視していた点である。

a) 日光の一角へのダム建設

これは言うまでもなく、米 TVA から着想を得たもので、日光一帯に4つのダムを造ることによって水力発電を起こし、栃木一帯に電気をもとにした工業が起こると同時に、利根川の洪水を防ぎ、利根川沿岸の農業の収穫が増す、そのことによって宇都宮の人口がぐっとあがる、という目論見だった。石川はこの時代には珍しく、ダムを設けることによって、観光上の風致水面を造成することになることも主張しており、生産面だけではなく観光風致についても考慮していた。なお、4つのダムの具体的な場所については、言及されていない。

b) 運河計画による河港の設置と工業化

書籍「都市復興の原理と実際」(1946)の関東地方計画の項目の中で、石川はまず利根川などの河川を活用した工業配置について取り上げ、「関東地方計画としては利根川水路の新設(船橋より布佐に至る)鬼怒川、江戸川、古利根川、利根川、新河岸川等の改修により、此れを可航水路とし、これより土浦、銚子、水海道、野田、栗橋、春日部、川越等迄と東京港とを直結し、ここに工業基地を配置し(特に土浦、栗橋)之れを基盤として、水戸、宇都宮、前橋、甲府、沼津等を護り、地方計画機構を確立せしむべきである」とした。都市復興の原理と実際の中では、各河川の可航化することを挙げていたが、石川の博士論文(1949)に収録されている「別冊Ⅲ 帝都復興都市計画に即応する地方計画論考」や「別冊Ⅶ 東京復興都市計画に即応する地方計画試案 第一次中間報告」では江戸川を改修し、可航化することにより、古河一帯に河港を設置することが重要であると強調されている。さらには1947年10月6日の東京新聞でも、石川が「東京湾と利根川上流を舟航によって結び石炭その他の資材を栗橋、古河に送ってここを産業の中心地帯とすること」を考えていると伝えており、特に古河を重視していたことが分かる。

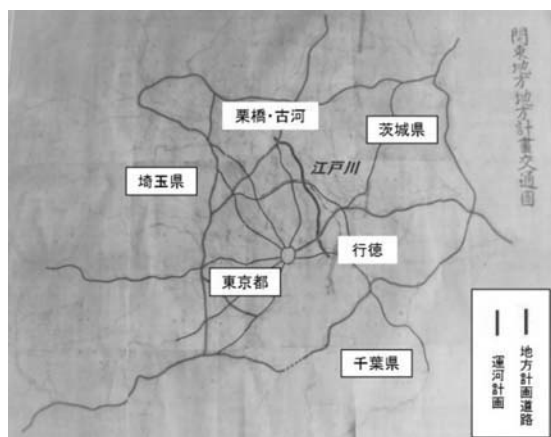


図-1 関東地方地方計画交通図¹⁰⁾

工業基地の配置に関して、石川は「注意を要するのは水戸、宇都宮等の中核都市があまりに独占的に強大になることである。これを防ぐためには、工業その他の開発を、これらの中核都市の附属衛星都市に対して適用し、中核都市はその組織中枢として力を保有するに止むべきである」ことを述べており、この考えから特に栗橋・古河や土浦を重視していたと考えられる。

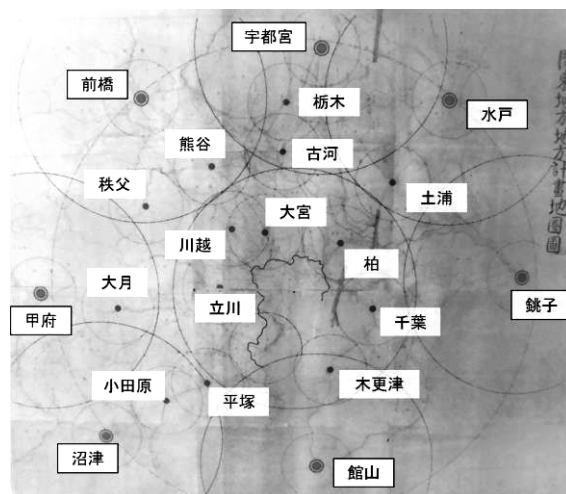


図-2 関東地方地方計画地図¹¹⁾

c) 水郷地帯等の観光事業

3つ目は、利根川を含む、東京郊外の景園計画の樹立である。「観光事業としてもまた学園健全化の為に、千葉南部より三浦半島にかけての臨海地方、霞ヶ浦、利根沿岸を含む水郷地方、那須、日光を含む高原地方、富士、箱根を含む山嶽地方をそれぞれ景園地として学園の広域配置を行うべきである」とし、観光事業とあわせて、大学区、専門学校区、中学区の構成をなすべきだとした。



図-3 関東地方における景園計画（筆者作成）

この意図としては、1つの国家として国民に文化を与えるためには収益が必要であるが、資源に乏しい日本においては、国際収益を考えなければならず、その1つとして石川は、観光事業を挙げていた。さらに、「これはそのやりよう如何によっては収益を増すと同時に国土の

山紫水明性を保つことから言ってみれば明らかに文化環境育成方策と合致する。その点極めて有効な一石二鳥的方法論であるが、同時にこれはまた特に地方に人をして、奢侈風潮に墮さしめ同時にいわゆる乞食根性性を醸成せしめる恐れがある。この点の厳戒が必要でありそのためにはこの観光地帯を文教地帯と合致せしめ文教の力を強く反映せしめる必要があるように思うのである。その意味で帝都復興計画においては南房州（臨海景園地）、富士、秩父（山岳景園地）、霞ヶ浦、利根川（水郷景園地）、那須、日光（高原景園地）、等を両者兼ねたる地帯たらしめんと考えていたのである。

このように、石川は単なる工業の分散等の開発だけでなく、観光風致等の文化・社会面についても考えていた。

(4) 石川の運河計画へのこだわり

3つの構想の中でも、一際強いこだわりを持っていたのが、b)の運河計画による河港の設置と工業化だった。これは一見すると実現不可能な計画であるが、新聞や雑誌で何度も主張を行っている他、図面にも表れている。その真意については、いかなるものであったのだろうか。石川は、1950年雑誌港湾第27巻第8号に「首都建設法と東京の港湾（試論）」と題し、都市計画と港湾の関係について、次のような考えを示している。

「自分は都市計画の仕事に専心してきたものであるが、その30年の経験において遺憾に思ってきたのは（特に名古屋と東京において）港湾と一般都市計画がその活動において常に分離形を採る慣例になっていることである。もちろん港湾と都市との関係は特に日本において分離していて良いはずのものでない。むしろ、二者は一つにして二、二にして一つであるという存在であるとさえ言えるのである。（中略）私はいつの日にかこの両者間に暖かき握手が行われ相互が相互を尊敬し合い都市港湾それぞれを「私物化し」「玩弄物化する」考え方を脱皮されんことを祈るのである」とし、都市計画と港湾の間に連携が必要であることを主張している。

続いて、東京湾に対する考え方については、「自分はここでも東京湾があまりにも東京湾だけであることを奇異に思うのである」「あまりにそれは「自然」に任せられ過ぎていやしないか」「狭量な港湾至上の考え方ではなく、後背地の在り方を充分考慮した設定にしてほしい」などと意見を述べたうえで、「東京都のアンテナの展開」として、茨城や栃木が良港を持たず、工業立地的に弱いことを配慮し、その解決の方策として、「船橋の計画運河から利根下流、霞ヶ浦―水戸という運河計画及び江戸川、利根を経由して、古河に至る水運計画を考える必要がある」とした。

石川の狙いとしては、これにより水戸及び古河小山一帯の工業立地条件が強化されれば、東京の過重人口の負

担が軽減されるばかりでなく、それぞれの区域の人口定着民生安定の礎石になるというもので、「東京湾としてはその強い脚力をもつ必要があるように思うのである」という言葉で一連の主張を締めくくっている。

3. 国内における国土総合開発をめぐる議論

戦後から特定地域総合開発計画が策定される間、新聞や雑誌等で国土計画や国土総合開発に関する座談会が盛んに行われている。石川が参加した座談会に、1946年11月雑誌キング22巻10号に掲載されている懇談会や1949年10月22日東京日日新聞掲載の懇談会、1951年9月東洋経済新報2489号掲載の懇談会などがあるが、中でも特に石川の主張が展開され、国土計画に関して議論が交わされた1949年10月22日東京日日新聞掲載の座談会を取り上げる。

これは「国土開発と電力資源」と題した座談会で、東京都建設局長である石川の他、建設省渉外課長の伊藤、同管理局企画課の藤原、建設技術研究所長で東大講師の内海、野口研究所長理事の工藤が参加している。記事の冒頭には「戦いに敗れ荒廃し領土は狭くなった日本―この復興と発展のために近頃しきりに「総合開発」という合言葉が叫ばれている、国土の総合開発の問題こそ日本復興の先決的基盤であるが、資源に乏しい我が国で、ありあまるといわれるエネルギー資源―電力開発の面を通しての国土開発をめぐって次のような座談会を開いた」とある。

この座談会で石川は、やはり大都市の分散について取り上げ、次のような主張を行っている。「私は総合開発計画即ち国土計画という意味にはとらない（中略）アメリカのTVAの場合は一般の人は水力電気と生産面のことばかり考えているが、その中には重要な社会計画が織り込まれている、よき社会をいかに作っていくかという考え方がTVAの重大問題で、私はその点をTVAから学ばねばならないと思う。大都市にいい社会を作り、しかる後山間にもいい都市を作りたい、これがTVAではないか、やはり現在生産の最適地は都会だが心配なのは都会人口の増加だ、TVAはこの点ミシシッピの左岸で起こったのでニューヨーク、シカゴへ流れていく人口を食い止めている（中略）そこでTVAシステムを東京近県でもやってもらいたい、そうすれば東京へ流れ込む人口を山間部で食い止めることができる」と石川の考えが語られている。石川は同様の主張を、この記事掲載の2日前にあたる1949年10月20日の衆議院地方総合開発小委員会（委員長：田中角栄）に国土計画の有識者として招かれた際にも、行っている。

座談会では、石川は具体的な方策として、「さしあたり利根、渡良瀬、鬼怒川を考える。しかも利根の流量

は年々増加し江戸川、中川、ひいては東京を脅威している、この流量を山間部でくいとめ動力つくり生産を起こし、地下資源を開発して、人口をくいとめればまさに一石三鳥だ、そうなれば東京の工業を古河あたりまで持っていく、都ではいまその調査を八軍の Cockss 技術中尉にお願いしている」と自信の構想を紹介するとともに、実現に向けて東京都として動いていることも紹介している。また国土開発の区域の決め方については、「日本の国土計画は利根区域、天竜区域といった風に水系によってわけた方がよいと思う」と述べており、この点に関しては、後の国土総合開発法に基づく水系単位の特定期域決定と共通していると言える。

この石川の主張や構想に対し、建設技術研究所長の内海（後の土木学会会長）は、手厳しい反論をしている。

「僕は国土計画というのは永久にできないと思うがー」と国土計画について強く否定した上で、「終戦直後内務省は人口配分、産業配分という国土計画試案をだしたが、そんなことはできるものではない。私はいうんだ東京に集まってもらっては困るといっても、人は自然に集まるものだから大都会主義、小都会主義なんてきめるのが大体おかしい、北海道を住みよくしてその結果、人が自然に北海道に流れていくということであれはうなずける」と発言している。

内海は「国土開発で最も重要なのは資源開発である」という立場で、敗戦により日本の領土は4割3分を失い、戦争で国土が荒廃しているところに人口が急激に増加している今の状態では文化国家の建設どころではなく、「日本の領土を最大限に開発して最高度に利用する他はない」と主張している。内海が特に重要視していたのがエネルギー資源の開発で、「一国のエネルギーの消費量は一国の文化のバロメーターである」とも述べている。さらに「日本の土地は高く雨がが多いし水力発電にはもってこいだ、水力発電事業はいったん設備したら人件費も維持費もかさまずしかも生産は無限に近いという特殊産業である」とダム開発こそ必要であることを唱えている。

内海だけでなく、伊藤、工藤も大都市分散などの国土計画に否定的な意見が出されるが、一連の主張や意見に対して石川は何の反論もせず、発言すらしていない。この傾向は今回取り上げた懇談会のみならず、1951年東洋経済新報掲載の懇談会の時にも同様の傾向が見られる。

4. 利根川開発庁設置の動き

1950年5月、我が国の国土計画に関する法律である国土総合開発法、及び北海道開発法が成立した。これに続き、1951年国会では利根川開発法案の審議を行っていた。これはカスリーン台風水害を機に結成された、利根川治水同盟を中心とする衆議院百数十名により共同提案

されたもので、米 TVA 法を参考にして、新たに利根川開発庁を設けることで、利根川流域の治山、治水及び電源開発などを一元的に行うことを目的としていた。利根川開発法案の骨子を端的に言うと、(1)開発庁の設立（利根川開発法案第10条）、(2)開発審議会の設置（第14条）、(3)特別法人としての開発公社の設立（第23条）等の3つから構成される組織体をもって、基本計画と年次計画とを閣議決定の上、（第15条の規定）利根川流域の総合開発を10ヵ年計画、総予算1,900億円を投じて行うというものだった。

その事業範囲は、「一. 河川に関する施設及び事業、二. 砂防に関する施設及び事業、三. 公有水面の埋立に関する施設及び事業、四. 運河に関する施設及び事業、五. 海岸保全に関する施設及び事業、六. 造林、営林及び治山に関する施設及び事業、七. かんがい排水及び干拓に関する施設及び事業、八. 水道及び下水道並びに工業用水に関する施設及び事業、九. 水力発電に関する施設及び事業、十. 気象施設、十一. 洪水予報に関する施設、十二. 前各号に掲げるものに関連する施設又は事業」（第4条）となっていた。この法案には運河に関する項目はあるものの、都市の分散配置については言及がなく、石川が主張していた、水郷地帯や山嶽地方といった観光事業に関しても含まれていなかった。

また、既に成立している国土総合開発法との兼ね合いについては、第7条により「内閣総理大臣が利根川開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする」とされた。

しかし、この法案の問題点として、「利根川開発法案が国会を通過、成立した場合には、ちょうど広島平和都市建設法が他の十数都市建設法案の続出を誘発したように、これに従って、他の河川開発法案が踵を接して、ぞくぞくと提出せられ、これまたことごとく通過、成立し、各河川ごとにそれぞれ開発庁なるものが設置せられたら、如何なる事態が生ずるか、建設省は、こまざり細工にされてしまって、ばらばらになってしまうが、如何」¹⁰⁾ということが指摘されていた。案の定、利根川開発法案が参議院を通過すると、直ちに北上川開発法案が提出されている。

利根川開発法案は、第10回国会において、参議院建設委員会、参議院本会議を通過し、衆議院へ送付された上、内閣委員会へ付託されたが、審議未了となり、結局のところ不成立に終わった。しかし最終的には、この法案の組織体に関する以外の大部分は、国土総合開発法に基づく利根特定地域総合開発計画(1957年)に組み込まれ、その精神は引き継がれることとなった。石川は1955年にこの世を去っており、この計画を見ることはなかった。

5. 利根特定地域総合開発計画の策定

(1) 国土総合開発法における特定地域総合開発計画

1950年に成立した国土総合開発法には、全国総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画、都道府県総合開発計画があるが、このうち助成があるのは特定地域総合開発計画のみとなっていた。

特定地域総合開発計画は建設省が全国10水系において河川改修改定計画を策定して以降、数年にわたって調査立案してきた方法を明文化したもので¹²⁾、「資源の開発が充分に行われていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設もしくは整備を必要とするもの等について経済安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によって特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて当該地域を特定地域として指定することができる」と規定されていた。

そのため1951年12月には他の総合開発計画に先駆けて、19か所の特定地域が指定され、全国各水系の流域単位にダム開発を基調とした計画が策定されていった。この中には利根特定地域も含まれていたが、利根川流域は他の特定地域と比べても極めて広大であり、上・中・下流部における計画相互間に、水をめぐる様々な問題が派生し、その調整に時間を要したため、実際の計画が閣議決定されたのは19か所中最も遅い1957年5月のことだった¹³⁾。



図-4 特定地域一覧図¹³⁾

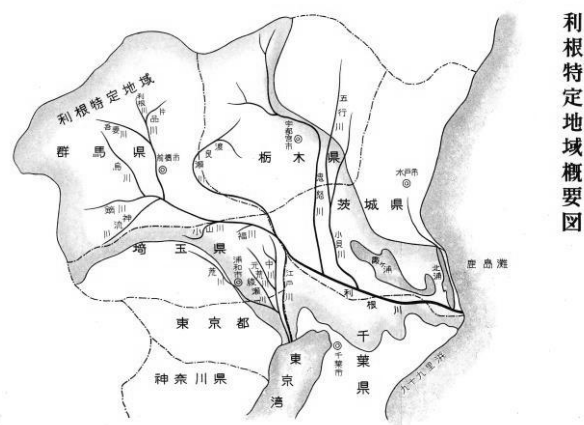


図-5 利根特定地域概要図¹³⁾

(2) 利根特定地域総合開発計画の内容

利根特定地域は、特定地域総合開発の構想の発端になった地域であり、他の18の特定地域の中でも最も重要視されていたため、その規模・内容において、特に配慮がされていた。閣議決定された利根特定地域総合開発計画の概要は表-1の通りである。

開発主導目標		事業種別	総事業費（千円）	開発達成後の事業効果			
国土保全	治山治水	河水統制	19,122,530	洪水調整量	3,570m³/sec		
		河川改修	39,365,900	災害防除	田	84,225町	
					畑	40,157町	
					家屋	350,476戸	
					交通施設	4,440.9km	
		砂防	7,178,000	－			
治山	3,650,860	水源林造成面積	7,229町				
	気象水理観測	227,990	－				
資源開発	電源開発	発電	6,807,000	最大出力		92,570KW	
	農産資源 開発	開拓	5,224,310	開拓	開拓面積	2,686町	
					増産石数	58,725石	
				開拓道路	延長	97.3km	
					干拓	開田	2,526町
						改良	7,479町
		増産石数	139,256石				
	灌漑排水	15,184,770	受益面積	151,318町			
			増産石数	716,189石			
植栽面積			33,135町				
林産資源 開発	造林	1,115,400	延長	120.8km			
	林道	578,840	年平均計画伐採量	452,330石			
その他	道路	27,407,500	－				
	漁港	72,000	増殖	3,325千貫			
	鉄道	25,420,000	電化	157.1km			
	水道	3,250,000	取水量	2.0m³/sec			
合計		154,605,100					

表-1 利根特定地域総合開発計画の事業¹³⁾

事業はダム開発を中心に、治山・治水、発電、農業用水の開発、道路の舗装化、鉄道の電化などを行う計画で、米TVAに倣った形を採った。ただしTVAの場合、ダム建設の当初の主目的は舟運にあった。一方利根特定地域総合開発計画を含め、日本のダム建設を中心に据えた特定地域総合開発計画は国土を保全し、水害を防止することを第一とし、それに付随する形で発電、食糧の増産、陸上交通網の整備が目指され、舟運については計画に盛り込まれなかった。

(3) 石川の構想との比較

石川による利根川開発の構想と 1957 年に閣議決定された利根特定地域総合開発計画とを比較してみると、石川が主張していた a)日光一帯へのダム建設については、石川の案には具体的にどの場所に建設するかが言及されていないが、利根特定地域総合開発計画図には栃木県日光一帯に五十里ダム、川俣ダム、中禅寺湖ダム、菌原ダム等の建設が記載されている。

b)運河計画による河港の設置と工業化に関しては、江戸川を可航化し、古河・栗橋一帯に港を設ける案は、利根特定地域総合開発計画に盛り込まれていない。布佐から船橋に至る利根川放水路の案は、利根特定地域総合開発計画図を見ると布佐の付近から花見川を利用し、検見川のあたりで東京湾に注ぐルートで計画案に盛り込まれるも、実際には着工されなかった。また、c)水郷地帯等の観光事業に関しても、利根特定地域総合開発計画には盛り込まれていない。



図-6 利根特定地域総合開発計画図の一部¹⁴⁾

これらのことから、石川が掲げていた「都市や産業の分散配置」、「文化・社会面を与えること」といった理念は利根特定地域総合開発計画には反映されなかったと言える。

7. 結語

石川は米 TVA を参考にするも、これに都市や産業の分散配置や文化・社会的な面をプラスした独自の構想を持っており、具体的には日光一帯にダムを建設すること、運河計画による河港の設置と工業化、利根川や霞ヶ浦を

水郷景園地とする観光事業案などを主張していた。

その中でも江戸川を可航化し、古河・栗橋に港を設け、工業を分散する案に強いこだわりを持っていた。栗橋は、1947 年のカスリーン台風により、利根川が決壊し、水害地となった場所ではあるが、石川の案は水害地の復興という文脈では語られず、あくまで都市や産業の分散という文脈で主張が展開されていた。

石川の構想は結局のところ、ダムの建設に関しては実現を見たものの、彼の目的とする、総合開発によって都市や産業の分散配置や文化・社会的な面を与えるといった点に関しては、国土総合開発法に基づく利根特定地域総合開発計画には反映されず、実現しなかった。

参考文献

- 1) 出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
 - 2) 亀井優樹，秋田典子：カスリーン台風水害地における住まいの復興に関する研究 利根川決壊地を対象に，Vol. 51 (2016) No. 3 都市計画論文集 p. 1174-1181, 2016.
 - 3) 川上征雄：戦前から戦後国土総合開発法制定までの国土計画の経緯に関する史的研究，土木史研究 Vol. 15 (1995) P 61-70，1995.
 - 4) 長谷川淳一：1940 年代の国土計画に関する一考察(1)～(6)，国土総合開発法の制定を中心に，経済学雑誌 104(2)～105(3)，2003～2004.
 - 5) 阿部正隆，西村幸夫，窪田亜矢：戦前における内務省地方計画構想の一終着点 地方計画法案・関東地方計画要綱案の策定過程に着目して，都市計画論文集 Vol. 46 (2011) No. 3 P 727-732，2011.
 - 6) 佐野浩祥：戦後日本の国土計画における地方拠点開発に係る計画と事業に関する研究，東京工業大学博士論文，2006.
 - 7) 中島直人：石川栄耀による都市計画の基盤理論の探求に関する研究 『都市計画及び国土計画』に着目して，都市計画論文集 42.3(0)，403-408，2007.
 - 8) 浅野純一郎：石川栄耀の初期の都市計画思想と中小都市における実践について－「郷土都市の話になる迄」と豊橋，岡崎，一宮の都市計画から－，日本建築学会計画系論文集 74(642)，1767-1776，2009.
 - 9) 中島直人，西成典久，初田香成，佐野浩祥，津々見崇：都市計画家石川栄耀 都市探究の軌跡，鹿島出版会，2009.
 - 10) 田中義一：国土開発の構想 日本の TVA と米国の TVA，pp.32-95，東洋経済新報社，1952.
 - 11) 石川栄耀：東京復興都市計画設計及解説，東京大学博士論文，1949.
 - 12) 土木学会：土木学会誌 35-6，pp.272-275，1950
 - 13) 埼玉県：利根特定地域総合開発の栞，埼玉県立熊谷図書館所蔵，1957.
 - 14) 国土地図：利根特定地域総合開発計画 昭和 32 年 5 月 10 日閣議決定，東京都立中央図書館所蔵，1957.
- (2017.4.10 受付)